

構造計算適合性判定業務規程
別表(業務区域、判定対象建築物)

株式会社 グッド・アイズ建築検査機構

株式会社グッド・アイズ建築検査機構
構造計算適合性判定業務規程
別表(業務区域、判定対象建築物)

別表1 業務区域、判定対象建築物、当該業務区域の判定の業務を行う事務所及び当該区域の主たる事務所(第5条、第6条関係)

業務区域 (都道府県)	判定対象建築物	判定の業務を行う事務所	主たる事務所
北海道			
青森県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
岩手県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
宮城県	法第6条の3第1項の全部(建築確認に係る適判)及び法第18条第4項の一部(災害公営住宅の計画通知に係る適判)とする。	新宿本店 構造判定室 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 郡山事務所
秋田県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
山形県	延べ面積10,000㎡超または高さ31.0m超、限界耐力計算法によるもの その他特別な構造や計算方法によるもの	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
福島県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所 構造判定室 郡山事務所
茨城県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
栃木県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
群馬県	面積7,500㎡超の建築物または令81条第2項第1号ロに定める構造計算を行った建築物、その他知事が認めるもの	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
埼玉県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
千葉県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
東京都	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
神奈川県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所

新潟県	1) 床面積の合計が2,000㎡を超える建築物(法第18条第2項に該当するものを除く) 2) 法第18条第2項に該当し、床面積の合計が10,000㎡を超える建築物 3) 令第81条第2項第1号に定める構造計算による建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
富山県	1) 床面積の合計が2,000㎡または高さが20mを超える建築物 2) 令第81条第2項第1号に定める構造計算による建築物 3) 床面積の合計が2,000㎡以内、かつ高さが20m以内の建築物のうち、他の判定機関が法第77条の35の19又は準則第3第3号の規定等により判定できない建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
石川県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
福井県	構造計算に係る床面積(法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積(以下同じ))が5,000㎡を超える建築物、および構造計算に係る床面積が5,000㎡以内の建築物のうち委任基準第3第1項第1号の委任を受けた指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程の業務範囲に含まれないもの(限界耐力計算、免震建築物、枠組壁工法、木質パネル工法、膜構造、特定天井の計算を簡易パネル法または応答パネル法で計算するもの)	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
山梨県	建築基準法第18条の2第4項において読み替えて適用する同法第6条の3第1項及び第18条の2第4項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
長野県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
岐阜県	1) 延べ面積が3,000㎡を超える建築物(建築物の2以上の部分がエクステンションポイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分、以下同じ。) 2) 令第81条第2項第1号に定める構造計算による建築物 3) 適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物 4) 法第20条第1項第2号イ及び第3号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの 5) 高さが31mを超える建築物 6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm ² 以上のコンクリートを使用する建築物 8) 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物 ・昭和58年建設省告示第1320号(プレストレストコンクリート造) ・平成12年建設省告示第2009号(免震建築物) ・平成14年国土交通省告示第463号(ガラス) ・平成14年国土交通省告示第464号(コンクリート充填鋼管造) ・平成14年国土交通省告示第666号(膜構造) ・平成13年国土交通省告示第1641号(薄板軽量形鋼造) ・平成14年国土交通省告示第410号(アルミニウム合金造) ・平成15年国土交通省告示第463号(鉄筋コンクリート組積造) 9) 令第39条第3項の規定に基づき構造上安全なものとして国土交通大臣が定めた次の構造方法を用いた建築物 ・平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第2号(特定天井) 10) その他知事が必要と認める建築物 11) 1)～10)までの規定の適用にあたって、一の適合性判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が1)～10)までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物すべてを1)～10)までの建築物に該当するものとみなす	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
静岡県			
愛知県	一の建築物につき床面積の合計が10,000㎡を超える建築物(二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分はそれぞれ別の建築物とみなす。) 限界耐力計算による建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
三重県			
滋賀県			

京都府			
大阪府			
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			

鳥取県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
島根県	床面積の合計が2,000㎡を超える建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
岡山県	法第6条の3第1項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
広島県			
山口県	1) 床面積の合計が3,000㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあつては、当該部分) 2) 令第81条第2項第1号ロに定める構造計算等による建築物 3) 床面積の合計が3,000㎡以内の建築物のうち、他の判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物 4) 1)～3)に掲げる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所

徳島県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
香川県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
愛媛県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所
高知県	全ての建築物	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所	新宿本店 構造判定室 構造判定室 横浜事務所

福岡県			
佐賀県			

長崎県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

(附則)

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する

この規則は、平成28年 1月 5日から施行する

この規則は、平成30年10月 1日から施行する

平成27年 6月 1日 制定

平成28年 1月 5日 改訂

平成30年10月 1日 改訂